

令和5年度 事業計画書

社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会

令和5年度 社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会事業計画

第1 令和5年度基本方針

「^{すぐ}選られた地域福祉、持続可能な経営基盤の確立を目指して」

私たちの生活に大きな影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）の流行から3年余りが経過しました。その収束ははまだ見通せませんが、制限を余儀なくされていた経済・社会活動は少しずつ緩和され、コロナと共存した新たな生活が始まりました。

しかし、人口減少や少子高齢化の進行に加え、長きにわたる経済・社会活動の制限により浮き彫りになった、生活困窮者への支援や社会的孤立の解消などの新たな福祉ニーズは、より深刻化かつ多様化し、単独の専門分野の制度や支援だけでは十分な対応が難しい事案も増え、新たな支援体制の整備が求められています。

当会では、令和4年度から柏崎市から重層的支援体制整備事業移行準備事業、柏崎市権利擁護センター運営事業等を受託し、新たな福祉ニーズに対する支援体制の整備に向けた取組を行っていますが、柏崎市の税収の減少に伴い、行政からの補助事業・受託事業の改善が停滞していることや、社会福祉協議会会費や共同募金、寄付金等の収益も伸び悩んでいることにより、事業を継続していくために必要な人材や財源の確保が困難な状況は、改善されていません。

さらに、コロナの影響を大きく受けるなど大幅な減収となっている、当会の収入の大宗を占める介護保険事業の経営状況の改善は、喫緊の課題です。

この厳しい局面からの打開を目指し、令和4年度は株式会社経営共創基盤（IGPI）と財務分析・経営改善計画策定に関するアドバイザー業務委託契約を締結し、様々な助言を受け、令和5年度から8年度までの4か年を計画期間とする「経営改善計画」を策定しました。

令和5年度は、「選られた地域福祉、持続可能な経営基盤の確立を目指して」を基本方針とし、経営改善計画に基づき、各部門でコスト意識や費用対効果を強く意識し、地域住民や関係機関の理解と協力を得ながら、今、真に必要な事業を実施することで、経営の健全化と経営基盤の強化を目指します。

また、職員採用については、昨年度に打ち出した「定年退職者補充の新規採用はおおむね3年間凍結する」という方針を基本的に踏襲しますが、想定以上の状況変化には速やかに対応し、将来を見据えた当会の事業運営に必要な人材の確保に努めます。

現下の状況を踏まえれば、補助事業や受託事業の健全化は、行政へ支援をお願いせざるを得ないところもありますが、当会の自主事業である介護保険事業・障害福祉サービス事業については、自らの更なる努力を怠ることなく、社会情勢等を踏まえた適切な判断の下、気概を持って取り組んでいきます。また、経営改善に加え、組織全体を変革し、役職員が一丸となって総合力を発揮し、複合的な経営課題へ取り組む体制を整えていきます。

第2 事業実施方針

1 総務課 「組織のPDCAサイクルの構築と職員が力を発揮できる環境の整備」

総務課が法人内の各部門をつなぐ役割を担う部門であることを意識し、主体的に各課の事業実施状況の把握と進捗管理等を行うPDCAサイクルを構築することで、部門間連携を強化し、職員が一丸となって経営改善に取り組む意識を高めていきます。特に、令和4年度に策定した経営改善計画を着実に実施するため、実施計画を毎年度策定し、実務的な計画とするようにPDCAサイクルを回していきます。

また、職員一人一人の声に真摯に耳を傾け、適切に対応することで、職員と組織との信頼関係を強化するとともに、職員が持っている資質や能力を最大限に発揮できる職場づくりと、職員一人一人に求められる役割に応じた能力開発の機会の提供を行い、社協組織の発展強化に努めます。

2 地域福祉課 「属性を問わない相談支援、権利擁護支援、困窮者支援を一体的に実施できる体制の構築」

全ての人が、支えたり、支えられたりしながら、住み慣れた地域で、自分らしく尊厳ある生活ができる地域共生社会の創造が求められています。

当会では、重層的支援体制整備事業移行準備事業、柏崎市権利擁護センター事業、生活困窮者自立支援事業を中心として、困りごとを抱える住民一人一人の支援ニーズから導き出される地域福祉課題の解決を目指し、きめ細やかなコミュニティソーシャルワークを展開するとともに、属性を問わない各種相談支援の一体的な提供ができる体制を構築します。

3 こども支援課 「児童の健全育成のための安定した児童クラブの運営の継続」

ほとんどの児童クラブが、最低限での人員配置で運営していることから、夏期休暇等の長時間開設においては、非常勤職員の週休日を1日に変更して対応しているほか、有資格者については条例で定める配置基準を満たす必要があるため、希望日に年次有給休暇を取得できず、職員の心身の負担が大きい状況が続いています。

また、特別な支援を要する児童等への対応、事故や虐待防止の取組、学校や関係機関との密な連携など、児童クラブに求められる役割が、専門化かつ複雑化しています。

このような状況に適切に対応するため、有資格者の確保・育成を含めた人員の配置や児童クラブを支える事務局体制の更なる強化を図ります。令和5年度の児童クラブ運営受託事業の当会の超過負担が解消される見込みであることから、今後は安定した経営を行うため、市と長期継続契約を行うための協議を行うなど、設置主体である市と課題を共有し、真摯に協議してまいります。

4 訪問事業課 「高齢・障がいの利用者一人一人に寄り添い、その人らしい生活を継続できるようにするためのサービスの提供」

高齢化が進み、独居世帯、高齢者世帯が増えています。誰もが安心して望む生活を継続できるよう、利用者の御自宅でサービスを提供する事業者として、利用者一人一人に寄り添った質の高いサービスを提供します。また、利用者や家族の声に耳を傾け、他職種との連携を積極的に行い、利用者・家族、関係者と一緒に利用者主体のサービスを提供できる職員を育成するとともに、職員一人一人が輝き、長く働き続けることができる職場環境を整備します。

さらに、社会福祉協議会の一員であることを意識し、常に問題意識を持ち、サービス提供中に発見した地域ニーズをしっかりと発信できる風通しの良い職場を目指します。

5 介護支援事業課 「住み慣れた地域でその人らしい生活を継続するための自立支援と連携の強化」

高齢化が進む中、家族や社会とのつながりが希薄となっている世帯や、心身の状態や経済面、地域の資源の不足等、複合的な課題を抱えている世帯が増え、多様化する生活課題に対して、支援が難しい状況があります。

このため、誰もが住み慣れた地域で、その人らしい生活を続けていくことができるように、自立支援や重度化防止の視点に立ち、利用者や家族の想いに寄り添い、生活全般の課題解決に向けて、介護、医療、行政、地域の関係機関と連携し、共に取り組んでいきます。

6 通所事業課 「利用者一人一人に寄り添ったサービスの提供と自分らしい生活への自立支援の推進」

在宅サービスにおける通所のサービスに求められる利用者ニーズを的確に捉え、その変化に対応した事業運営が求められています。

このため、高齢者と障がい者、一人一人の特性に寄り添った専門的サービスを提供し、誰もが自分らしく自立した生活を送れるよう、利用者、家族とともに住み慣れた地域での在宅生活を支え、利用者一人一人の利用目的に沿った支援を行います。

また、職員の利用者対応力と資質向上のための研修を行うとともに、環境整備と業務効率化のためのICT化を検討し、職員の負担を軽減し、働きやすい職場環境の整備に取り組みます。

さらに、デイサービスセンター運営事業全体で収支の均衡が取れるよう、職員配置の適正化や加算取得への取組を進めます。

※ ICT化 (Information Communication Technology) : パソコンやスマートフォンなどのデジタル機器や情報処理テクノロジーを業務に取り入れること。

第3 持続可能な経営基盤の確立に向けた取組

1 「経営改善計画」に基づいた着実な事業実施と進捗管理の徹底

令和5年度から8年度までを計画期間として策定した「経営改善計画」に基づき作成した実施計画（アクションプラン及びP L（損益計算書）計画）の進捗管理を徹底することで、持続可能な経営基盤の確立を目指します。

2 行政からの補助事業及び受託事業の在り方の検討

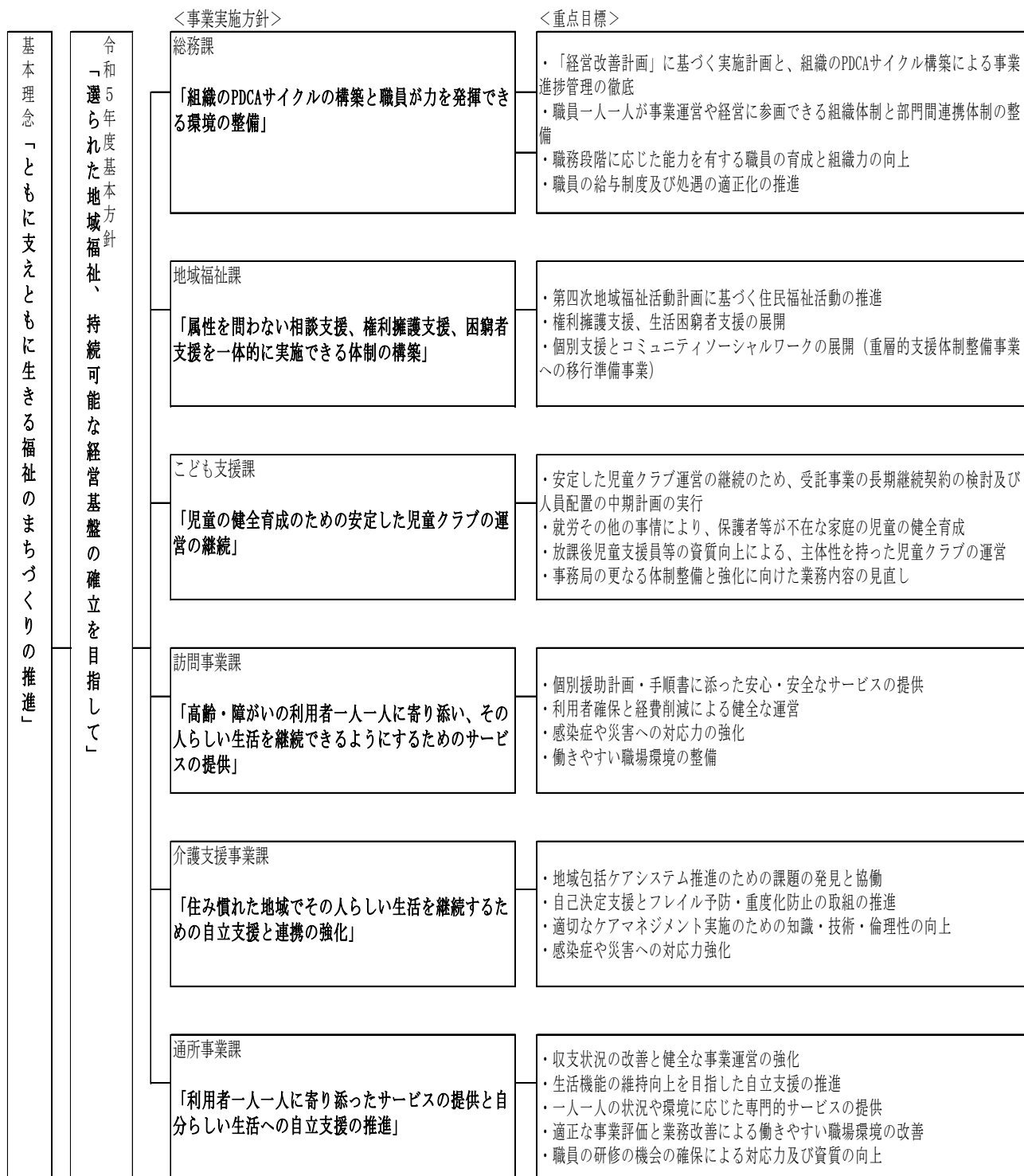
受託事業については、委託元である行政と当該事業の目的や実施内容等を精査・共有を行い、受託元として期待される成果を明確にした上で、事業を実施します。

また、事業に係る人件費に充当できる財源の確保が困難な事業については、引き続き必要性和効果を行政に対して理解を求め、補助事業及び受託事業の継続と必要経費の確保に努めます。

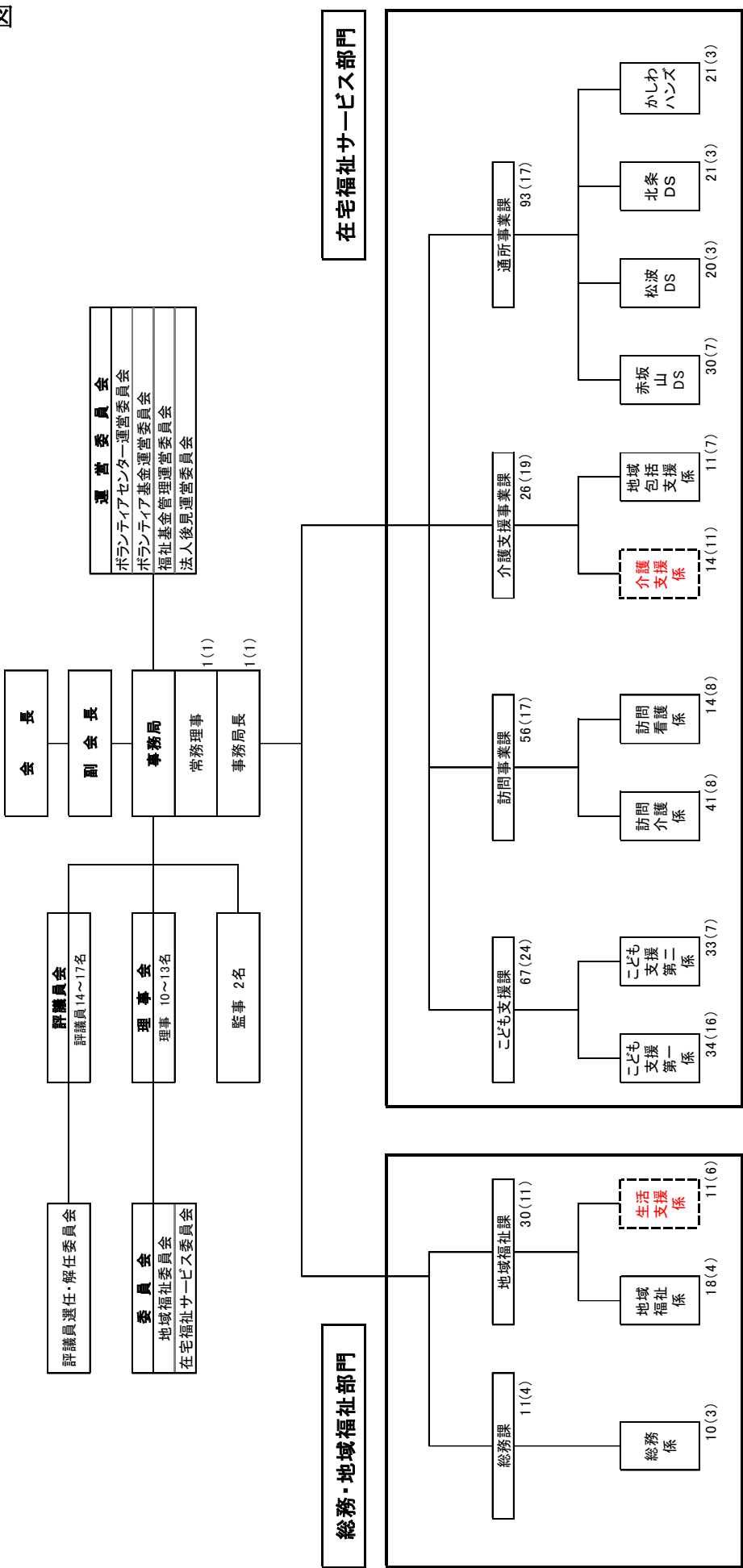
3 地域住民から選ばれる質の高い介護保険事業及び障害福祉事業の実施

当会の最たる自主財源である介護保険事業及び障害福祉事業については、質の高いサービスを提供する職員の資質向上と、事業のセールスポイントを積極的にアピールすることにより、地域住民から選ばれる事業所を目指し、利用者の確保と事業継続に努めます。

第4 事業計画体系図



社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会 組織図



※ 部署の新設、係の体制変更のあった部署の枠を点線で表示
地域福祉課生活支援係で所管していた「相談支援事業所おろぎまら」を、介護支援事業課介護支援係に移管

※ 各課 表中の数字は、令和5年4月1日配置予定の職員数を表す。また、()内はその内の正職員数を表す。職員総数286名(内正職員94名)。

第6 各課の重点目標及び事業実施計画

1 総務課 「組織のPDCAサイクルの構築と職員が力を発揮できる環境の整備」

(1) 重点目標

- ・「経営改善計画」に基づく実施計画と、組織のPDCAサイクル構築による事業進捗管理の徹底
- ・職員一人一人が事業運営や経営に参画できる組織体制と部門間連携体制の整備
- ・職務段階に応じた能力を有する職員の育成と組織力の向上
- ・職員の給与制度及び処遇の適正化の推進

(2) 事業実施計画

総務係

事業名	取組概要
法人の会務運営	①評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、監査等の開催 ②当会の経営課題に関する役職員研修の開催
「経営改善計画」に基づく実施計画の策定	令和5年度から8年度までを計画期間として策定した「経営改善計画」に基づき、令和5年度実施計画を策定
組織のPDCAサイクル構築による事業進捗管理	①実施計画に基づいた週、月、四半期の目標設定を行い、次の会議を活用した組織のPDCAサイクルを構築し、事業進捗管理を行う。 ・管理職会議（事務局長・課長）週1回開催 ・定例会議（常務理事・事務局長・総務課長・課長代理）週1回開催 ・会長会議（会長・常務理事・事務局長）週1回開催 ・合同会議（課長以上）月1回開催 ・経営会議（係長以上）年4回開催（4月・7月・10月・1月） ②株式会社経営共創基盤と協働した経営改善計画の進捗管理 ・アクションプラン管理表、PL（損益計算書）計画に基づいた事業進捗管理の徹底と月次モニタリングによる課題分析、改善策の検討と実行。このため、①の会議に加え、重要課題に対応した部門横断的なクロスファンクショナルチーム（CFT）を組成する。
職員一人一人が事業運営や経営に参画できる組織体制と部門間連携体制の整備	①職員同士の顔が見える関係をつくることを目的としたワーキンググループや気軽に参加できる研修等の企画 ②管理職会議等、組織運営に係る会議概要の職員への周知 ③課・係の業務内容の理解と部門間連携体制の整備
職務段階に応じた能力を有する職員の育成と組織力の向上	①将来の組織を支える人材を育成することを目的とした、職位階層別研修計画に基づく研修受講（研修計画参照） ・社会福祉施設職員階層別研修（福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程） ②職位ごとの職務基準書の作成 ③課・係を単位とする専門的な研修の実施 ④DO-CAPシートの作成や育成面接による職員個人の目標設定と進捗状況の確認

事業名	取組概要
	⑤人事考課の適正な運用を目的とした人事考課研修の実施
職員の給与制度及び処遇の適正化	①令和５年度人事院勧告及び新潟県人事委員会勧告並びに当会の経営状況を踏まえた給与制度と、職員間の不均衡解消に向けた処遇の適正化の検討 ②新たな処遇改善加算の算定と、加算を原資とした介護職員等への手当支給の検討
働く職員の健康を守る 労務管理	①職員が働きやすい労働環境の整備 ・就業規則等の周知と勤務実態の把握 ・時間外勤務の適正な運用に関するガイドラインの適正な運用と徹底 ・公益通報及び各種ハラスメントの相談窓口の周知と研修の実施 ②心と体の健康支援 ・全職員を対象とした定期健康診断及びストレスチェックの実施と受診勧奨 ・予防接種を含む感染症対策の実施 ・メンタルヘルス研修の実施（セルフケア及び職場のラインケア） ・職員の健康意識の向上と健康経営を目的とした、かしわざき健康サポートカンパニーへの登録 ③安全衛生活動の推進と労働災害の防止 ・職員衛生委員会の開催（福祉センター・扇町） ・労働災害防止活動の実施と職員への周知
職員の離職防止と福祉人材の定着・確保	①「職員調書」による職員の勤務に対する意向確認と適材適所を目的とした人事異動の検討 ②職員の資格取得の奨励と取得費用の助成 ③社会福祉士実習指導者の養成と実習受入プログラムの作成（所管課：地域福祉課） ④各種養成学校からの実習生の受入れ（所管課：訪問事業課、通所事業課） ⑤就職希望者への職場見学会の実施と職員採用活動への参加 ⑥職員紹介制度の活用促進
広報活動	①広報紙「福祉のひろば」の発行（年２回） ②ホームページ・ＳＮＳでの情報提供 ③社会福祉協議会会長表彰の実施 ④町内会や職場・団体へ社協活動ＰＲのための説明会の実施
社会福祉協議会会員会費制度の実施	会費の使途の明確化と、会費を充当した事業を実施する地域福祉課と連携した活動ＰＲの検討と実施 ①一般会員：１口５００円（世帯） 【目標額 １０,５００千円】 ②賛助会員：１口５００円以上 【目標額 ４００千円】 ③特別会員：１口５０００円以上 【目標額 ６５０千円】 ④ホームページ内バナー広告
指定管理事業	柏崎市総合福祉センターの管理・運営

2 地域福祉課 「属性を問わない相談支援、権利擁護支援、困窮者支援を一体的に実施できる体制の構築」

(1) 重点目標

- ・第四次地域福祉活動計画に基づく住民福祉活動の推進
- ・権利擁護支援、生活困窮者支援の展開
- ・個別支援とコミュニティソーシャルワークの展開（重層的支援体制整備事業への移行準備事業）

(2) 事業実施計画

ア 地域福祉係

事業名	取組概要	財源
第四次地域福祉活動計画に基づく住民福祉活動の推進	第四次地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の2年目を迎え、活動計画の進捗状況の評価を踏まえ、関係機関と連携して計画の推進に努める。 ①推進会議の運営及び進捗管理の実施 ②活動計画の住民への周知 ③住民福祉活動への支援、普及啓発 ④集いの場、通いの場支援（地区福祉組織、ふれあいサロンの支援） ⑤こども食堂、地域食事サービス等の相談支援 ⑥学校と地域資源をつなぐ福祉教育プログラムのコーディネート ⑦コミュニティセンターへの巡回や民協への定期参加 ⑧地域課題の把握分析 ⑨広報活動（ホームページ・SNSの活用）ほか	社協会費 共同募金配分金
個別支援とコミュニティソーシャルワークの展開（重層的支援体制整備事業への移行準備事業）	圏域ごとにCSW（コミュニティソーシャルワーカー）を配置し、地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する「個別支援」と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の「地域支援」をチームアプローチによって総合的に展開する。 どこに相談すればよいか分からない「困りごと」を受け付け、各支援機関と連携しながら本人や地域の方々と一緒に考え、共に問題を解決ができる地域支援の展開を目指し、重層的支援体制整備事業への移行準備事業を柏崎市から受託し、実施する。 令和5年度は、多機関協働の取組を重点事業とし、制度の狭間や複合的課題を抱えるケースへの相談支援に関する課題と必要とされる包括的支援体制について、関係機関との協議・検討を行う。	市受託金 社協会費

事業名	取組概要	財源
ふれあい総合相談所の運営	地域住民の抱える日常生活上の困りごとなどについて、あらゆる相談に応じ、必要な助言、指導、情報提供を行う。また、相談の内容に応じ、適切な相談機関等へ確実につなぐことができるよう近年相談件数が増加している市内相談機関とのネットワーク構築に努める。 ①一般相談 心配ごと相談 ②専門相談 法律相談、司法書士相談、行政書士相談	社協会費
ふれあい給食サービス事業	民間の配食サービスを利用できず、近隣に商店がないなどの理由により、買い物や調理が困難な65歳以上の高齢者世帯や障がい者世帯へお昼のお弁当を配達し、食の確保と安否確認を行うことにより、孤独感を解消し、在宅生活を支援する。	利用料収入 市補助金 社協会費
ボランティアセンターの運営	ボランティア活動への参加や活動を推進するための活動支援、ボランティアに関する相談窓口や情報発信、啓発の研修会や講座の企画を行う。 ①ボランティアセンター運営委員会 ②ボランティア体験月間 ③ボランティア相談支援 ④除雪ボランティア活動 ⑤災害支援活動（災害発生時）	市補助金
指定管理事業	柏崎市高齢者生活支援施設結の里の運営 ※柏崎市高齢者冬期共同住宅ひだまりの指定管理は、令和4年度をもって、終了する。	指定管理料
福祉関係団体との連携・支援	福祉団体等事務局業務の受託（柏崎市老人クラブ連合会・柏崎市手をつなぐ育成会）	各団体受託金

イ 生活支援係

事業名	取組概要	財源
日常生活自立支援事業	知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者の方で判断能力が十分でない人が住み慣れた地域で日常生活を自立して送れるよう利用者との契約に基づき、各種福祉サービスの利用援助を行う。 ①新潟県社会福祉協議会受託事業の実施 ・独自事業からの利用者移行に向けて、支援員の確保等受入態勢の整備 ②柏崎市社協独自事業の実施体制の見直し ・不正防止と内部牽制体制の強化 ・適切な権利擁護支援の提供（アセスメント、プラン作	県社協受託金 利用料収入 社協会費

事業名	取組概要	財源
	成、サービス提供、モニタリングを実施し、利用者の支援ニーズに基づき、必要なサービスの利用ができるよう福祉サービスの利用援助を行う。) ・利用料金改定の実施（令和5年10月予定）	
柏崎市権利擁護センター事業	柏崎市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度利用促進を始めとする権利擁護支援における地域連携体制を構築し、財産管理のみならず適切な身上保護を重視した支援の提供がなされるよう柏崎市権利擁護センターの設置・運営を行う。 ①成年後見制度に関する広報及び啓発 ・子どもや高齢者、障害がある人、外国籍の人など誰もが制度やサービスが理解できるよう表現方法の工夫やパンフレット作成・配布を行う。また、多言語対応できるように関係機関との連携やICT利活用を促進する。 ②制度利用に関する相談 ③申立支援等制度の利用促進支援 ④関係機関等連絡調整業務 ⑤後見人等支援業務 ⑥協議会の運営と地域連携ネットワークの構築 ・申立支援の充実、困難事例等への協議会による専門的な助言等の実施 ・身寄りのない方への医療同意、連帯保証、死後対応等が課題となっており、課題解決に向けて関係機関が集い、協議する場づくりを行う。	市受託金
法人後見事業	認知症などで判断能力が不十分になった方の財産を保護するため、本会が後見人等として家庭裁判所から選任を受け、身上保護や財産管理等の支援を行う。 また、適正な支援を実施するため、次の事業を実施する。 ①法人後見運営委員会の開催 ②法人後見支援員（市民後見人）の育成や活動支援	市受託金 後見報酬
生活困窮者自立支援事業	近年の社会経済構造の変化に対応し、生活保護に至る前の段階の生活困窮者への支援を提供する。 地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関と連携し、次の事業を実施する。 ①自立相談支援事業 ②住居確保給付金の相談及び申請の受付等 ③家計改善支援事業	市受託金

事業名	取組概要	財源
	④就労準備支援事業 ・働くことに悩みを抱える方々が就労準備支援プログラムを受講するきっかけづくりとして、プログラミング等の講座を企画・開催する。 ⑤子どもの学習・生活支援事業 ・多様な研修教材の提供や通所が困難な世帯等への支援の提供を目的としたＩＣＴの利活用の促進	
地域移行等支援事業	アパート生活を通して、施設や病院に長期間入所・入院する障がい者等の地域生活への移行を支援する。 また、ＤＶ（ドメスティックバイオレンス）の被害者などで緊急避難を要する利用者の利用も必要に応じ実施する。	社協会費 利用料収入

3 こども支援課 「児童の健全育成のための継続した児童クラブの運営の継続」

(1) 重点目標

- ・安定した児童クラブ運営の継続のため、受託事業の長期継続契約の検討及び人員配置の中期計画の実行
- ・就労その他の事情により、保護者等が不在な家庭の児童の健全育成
- ・放課後児童支援員等の資質向上による、主体性を持った児童クラブの運営
- ・事務局の更なる体制整備と強化に向けた業務内容の見直し

(2) 事業実施計画

こども支援第一係・こども支援第二係

事業名	取組概要
児童クラブの継続運営	市内 22 児童クラブの継続した運営（児童クラブ一覧表参照）
柏崎市との事業運営の協議・調整	①安定した経営を行うため、柏崎市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の運用の適正化や条例改正について、市との協議を行う。 【事業費 226,777 千円】 ②必要な人員を確保するための長期継続契約の検討と市との協議を行う。 ③運営の現状を柏崎市と共有し、課題解決に向けた協議と調整を行う。
人員配置計画の整備と勤怠管理	①職員の高齢による退職を想定し、安定した事業継続のための適正な人員配置計画の作成 ②児童クラブで働く人材の確保を目的とした採用活動の強化 ③派遣補助員の派遣契約の締結及び派遣調整と依頼
職員の資質向上	①放課後児童支援員等として、主体的に児童クラブの運営を行えるように役割を明確にする。 ②児童の健全育成を目的とした、児童の発達や育成に関する内部での研修や事例検討の実施、外部研修会等への参加 ③児童クラブ運営に必要な資格（放課後児童支援員）の取得推進
事故防止への取組	①事故対応マニュアルの定期的な見直し ②事故防止のための情報共有や研修会の実施
保護者との連携	①児童クラブでの児童の体調や変化について、保護者への連絡を行うとともに、関係機関と連携して一体的な支援を行う。 ②保護者一斉メール導入の検討
保護者会への協力	各児童クラブの保護者会と協力し、児童の健全育成のための支援を行う。
業務内容の定期的な見直し	正職員を中心としたワーキンググループで、業務や児童クラブの現場運営の課題に対して、見直しや検討を行い、効率的な運営に努めていく。
荒浜児童クラブの移転	荒浜児童クラブ移転に伴う各種事務処理を、遅滞なく円滑に行う。

柏崎市から運営受託する 22 児童クラブ（比角第一・柏崎は 2 単位 合計 24 単位）

名 称	位 置	定員	登録見 込者数 (R5. 2. 7 現在)	受託日
比角第一児童クラブ（A・B）	柏崎市扇町 2 番 22 号	80 人	88 人	H29. 4. 1
比角第二児童クラブ	柏崎市豊町 3 番 59 号	58 人	62 人	H23. 4. 1
槇原児童クラブ	柏崎市春日三丁目 4 番 35 号	86 人	47 人	H30. 4. 1
剣野第一児童クラブ	柏崎市常盤台 25 番 3 号	62 人	54 人	H31. 4. 1
剣野第二児童クラブ	柏崎市常盤台 25 番 24 号	67 人	58 人	H31. 4. 1
半田第一児童クラブ	柏崎市南半田 1 番 1 号	49 人	48 人	H30. 4. 1
半田第二児童クラブ	柏崎市南半田 9 番 24 号	90 人	33 人	H30. 4. 1
田尻第一児童クラブ	柏崎市大字安田 1455 番地	76 人	75 人	H31. 4. 1
田尻第二児童クラブ	柏崎市大字安田 1455 番地	74 人	56 人	H31. 4. 1
新道児童クラブ	柏崎市大字新道 4977 番地	56 人	51 人	H31. 4. 1
枇杷島第一児童クラブ	柏崎市関町 9 番 34 号	58 人	29 人	H31. 4. 1
枇杷島第二児童クラブ	柏崎市関町 9 番 34 号	72 人	43 人	H31. 4. 1
荒浜児童クラブ	柏崎市荒浜一丁目 2 番 35 号	44 人	43 人	H30. 4. 1
北鯖石児童クラブ	柏崎市大字中田 1743 番地 2	36 人	31 人	H30. 4. 1
日吉児童クラブ	柏崎市大字土合 806 番地	40 人	33 人	H31. 4. 1
柏崎児童クラブ（A・B）	柏崎市学校町 1 番 88 号	94 人	71 人	H31. 4. 1
鯖石児童クラブ	柏崎市大字加納 2628 番地 1	36 人	19 人	H30. 4. 1
大洲児童クラブ	柏崎市大久保二丁目 10 番 13 号	31 人	16 人	H30. 4. 1
中通児童クラブ	柏崎市大字曾地 130 番地	19 人	7 人	H24. 7. 24
北条児童クラブ	柏崎市大字北条 1981 番地 1	30 人	15 人	H24. 7. 24
米山児童クラブ	柏崎市米山町 304 番地 4	17 人	3 人	H25. 4. 1
鯨波児童クラブ	柏崎市大字鯨波乙 1032 番地	40 人	9 人	H30. 4. 1
合計		1, 215 人	891 人	

※定員は、児童クラブの延べ床面積を一人当たりに必要な床面積 1. 65 m²で除した人数

4 訪問事業課 「高齢・障がいの利用者一人一人に寄り添い、その人らしい生活を継続できるようにするためのサービスの提供」

(1) 重点目標

- ・個別援助計画・手順書に添った安心・安全なサービスの提供
- ・利用者確保と経費削減による健全な運営
- ・感染症や災害への対応力の強化
- ・働きやすい職場環境の整備

(2) 目標値

係名	実施事業	指標	R5 目標	R4 実績 (1 月末)	R3 実績
訪問介護係	訪問介護	稼働率	55%	59.6%	50.7%
	訪問入浴				
	居宅介護				
	同行援護				
	移動支援				
訪問看護係	訪問看護	稼働率	40%	41.1%	38%

※ 稼働率＝利用者へのサービス提供時間（移動時間は含まない）÷職員の事業従事時間×100%

(3) 事業実施計画

ア 訪問介護係（訪問介護事業所・訪問入浴介護事業所・居宅介護事業所）

事業名	取組概要
サービス提供体制の 充実・強化	①サービス提供責任者による訪問介護員への指導及び業務管理の実施 ②サービス提供責任者が均等な業務を行えるよう質の向上を目的とした研修の開催（リーダー会議・サービス提供責任者会議内での開催のほかWEB研修等） ③サービス提供責任者の育成 ④個別ケース事例検討等、介護の質の向上を目的とした常勤会議の開催（居宅介護事業所） ⑤訪問手順書及びサービス提供マニュアルの定期的見直し ⑥介護者等に対する介護に関する相談・助言 ⑦効率的な訪問計画の作成及び稼働率の維持 ⑧同行援護従業者資格取得の推進 ⑨関係機関及び多職種との連携。KMネット※の活用 ⑩新規利用者を確保し、訪問入浴介護事業の継続 ⑪柏崎市障害者等緊急対応事業への協力（居宅介護事業所）
職員の資質向上	①適正なサービス提供を行える技術習得を目的とした各種研修会への参加（介護技術、コミュニケーション技術、事故防止等やノーリフト研修） ②係内研修（月1回）

事業名	取組概要
	③自己点検振り返りシートの活用 ④利用者・介護者へのサービス満足度調査の実施
サービス継続のための健全経営	①新たな利用者確保を目的とした包括支援センターや介護支援事業所への空き情報の発信 ②事務作業の効率化を目指したＩＣＴ化の実施 ③訪問介護・訪問入浴・居宅介護の兼務体制を継続し、効率的なサービス提供体制を行う。

※ KMネット：柏刈メディカルネット

柏崎市刈羽郡医師会が統括し、柏崎刈羽地域の在宅医療・介護連携における情報収集・共有することを目的に、平成31年4月に運用開始したネットワークシステム。主治医又は担当ケアマネジャーが患者の同意を取った上で、患者ごとのグループを作成し、情報収集・共有を行う。

イ 訪問看護係（ゆたか訪問看護ステーション）

事業名	取組概要
サービス提供体制の充実・強化	①看護師・リハビリ専門職の連携 ②定期的なマニュアルの見直しと遵守 ③ケース検討会の実施 ④効率的な訪問計画の作成及び稼働率の向上
職員の資質向上	①ノーリフト研修、精神科訪問看護研修 その他各種研修会の参加 ②係内研修（月1回） ③自己点検振り返りシートの活用 ④利用者・介護者へのサービス満足度調査の実施
サービス継続のための健全経営	①新たな利用者確保を目的とした包括支援センターや介護支援事業所への空き情報の発信 ②事務作業の効率化を目指したＩＣＴ化の実施

ウ 課共通事項

事業名	取組概要
事故防止への取組	①苦情対応・介護・車両事故事例、ヒヤリハット事例の収集・分析 ②事故防止策及び緊急時対応マニュアルの見直し ③緊急時対応について研修実施
感染症・災害時の対応力強化	①事業継続計画（ＢＣＰ）の作成と見直し ②個人防護具（ＰＰＥ）等の適正な使用のための定期的な実地訓練（年2回） ③感染症対策委員会の開催（年2回）
権利擁護の視点での取組	①虐待防止委員会の開催（年2回）と研修会の実施 ②身体拘束適正化委員会の開催（年2回）と研修会の実施
風通しの良い働きやすい職場環境	①柔軟なシフト調整による休日の確保 ②職員の希望する研修会の受講 ③各種会議時、職員同士の積極的な意見交換、情報収集と発信

5 介護支援事業課

「住み慣れた地域でその人らしい生活を継続するための自立支援と連携の強化」

(1) 重点目標

- ・地域包括ケアシステム推進のための課題の発見と協働
- ・自己決定支援とフレイル予防・重度化防止の取組の推進
- ・適切なケアマネジメント実施のための知識・技術・倫理性の向上
- ・感染症や災害への対応力強化

(2) 目標値

係名	指標	R5 目標	R4 実績 (1 月末)	R3 実績
介護支援係	介護支援専門員 1 人当たりの担当件数 (要介護のみ)	34 人	33.4 人	32.1 人

※ 地域包括支援係は市受託事業であるため、目標値設定なし。

(3) 事業実施計画

ア 介護支援係 (柏崎市社会福祉協議会居宅介護支援事業所)

事業名	取組概要
法令を遵守したケアマネジメントの実施	①ケアマネジメント業務・給付管理業務の内部チェックの実施 (月 2 回) ②ケアマネジメント手順の業務マニュアルの改定
相談援助職としての知識・技術・倫理性の向上	①利用者に関する情報共有を目的とした会議の開催 ②係内研修の実施 (月 1 回) や外部研修への参加 ③係内での事例研究会の実施 (年 2 回) ④地域包括支援センターや市内居宅介護支援事業所と共同開催の事例研究会の実施 (年 2 回) ⑤利用者の自己決定につながるケアマネジメントの展開 ⑥重度化防止に留意したアセスメント、プラン作成及びモニタリングの実施 ⑦主任介護支援専門員の資格取得推進、法定研修への参加 ⑧自己点検表を活用したケアマネジメント過程の振り返り、介護支援専門員自己評価の実施
困難ケースに対応できる体制の整備	① 24 時間の連絡体制による利用者等からの相談・緊急対応の実施 ②主任介護支援専門員を中心とした事業所内での相談支援体制の継続及び地域包括支援センターとの連携
多職種連携と協働による継続支援	①地域ケア個別会議等への事例提供と結果の共有 ②もの忘れ連絡シートや入退院時連携シートを活用した医療・介護の連携 ③本会各部署、関係機関との連携 ④KMネットへの参加・活用

イ 介護支援係（相談支援事業所おうぎまち）

事業名	取組概要
障害者等相談支援事業	①指定一般相談支援の実施 ・地域相談支援（地域移行、地域定着支援） ・基本相談支援 ②指定特定相談支援の実施 ・計画相談支援 ③指定障害児相談支援の実施 ④柏崎市障害者等緊急対応事業の利用支援
関係機関及び他職種との連携による支援	①本会各部署、関係機関との連携 ②令和6年度に柏崎市に設置される基幹型相談支援事業所検討会への参加
職員の資質向上	①係内研修の実施や外部研修への参加 ②事業所内でのケースの共有や事例検討 ③介護支援事業所と合同での事例研究会への参加 ④相談支援専門員自己評価の実施

ウ 地域包括支援係（柏崎市西地域包括支援センターまちなか・あかさかやま）

事業名	取組概要
包括的支援事業	①総合相談支援事業 ・高齢者や家族等からの総合相談の対応 ・高齢者の実態把握（現況調査） ②権利擁護事業 ・高齢者虐待の防止及び対応 ・消費者被害の防止及び対応 ・判断能力を欠く常況にある人への支援（成年後見制度等の活用） ③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 ・支援困難事例等への指導・助言
多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築	①地域活動・地域におけるネットワークの構築に関する会議への参加 ・地区民生委員児童委員協議会 ・地区担当保健師等との情報交換会 ・地域包括支援センター連絡会 ②認知症施策の推進のための協力 ・もの忘れ連絡シートの活用 ・認知症初期集中支援チームとの連携 ・認知症サポーター養成講座の開催 ③在宅医療・介護連携の推進のための協力 ・入退院時連携シートの活用 ④生活支援体制整備推進のための協力 ・生活支援コーディネーター等との連携 ・2層協議体に係る関係者との打合せ等

	⑤介護予防・生活支援サービス体制整備のための協力 ・コツコツ貯筋体操健康講話 ・くらしのサポートセンター情報交換会・健康相談会への参加
地域ケア会議の実施	①地域ケア個別会議（年３回）支援困難事例２回 介護予防事例１回 ②地域ケア圏域会議（年１回） ③モニタリング会議（年１回）
介護予防ケアマネジメント事業	①総合事業（訪問介護・通所介護）のみを利用する対象者のケアマネジメント業務（一部委託可） ②総合事業利用希望者に対してのしつづつ等の支援
指定介護予防支援事業	①介護保険における予防給付（予防給付のみ又は予防給付と総合事業サービスを組み合わせる）を利用する要支援者のケアマネジメント業務（一部委託可）
職員の資質向上	①係内研修の実施（月１回）や外部研修への参加 ②事業所内でのケース共有や事例検討 ③市内居宅介護支援事業所との事例検討・研究会の企画・参加（年２回）

エ 課共通事項

事業名	取組概要
感染症や災害への対応力強化	①感染症対策委員会の開催（年２回） ②感染症の予防及びまん延防止のためのマニュアルの見直し ③感染症の予防及びまん延防止のための研修と訓練の実施（各１回） ④柏崎市安否確認対象者の緊急連絡先の把握（年２回） ⑤災害時を想定した訓練の実施（年１回） ⑥事業継続計画書（ＢＣＰ）の作成
権利擁護の視点での取組	①虐待防止委員会の開催（年２回） ②虐待防止に関する研修の実施（年１回）

6 通所事業課 「利用者一人一人に寄り添ったサービスの提供と自分らしい生活への自立支援の推進」

(1) 重点目標

- ・収支状況の改善と健全な事業運営の強化
- ・生活機能の維持向上を目指した自立支援の推進
- ・一人一人の状況や環境に応じた専門的サービスの提供
- ・適正な事業評価と業務改善による働きやすい職場環境の改善
- ・職員の研修の機会の確保による対応力及び資質の向上

(2) 目標値

施設名	種別	定員数	R5 目標 平均利用 者数 ※1	R5 目標利 用者数（延 べ）	R5 目標稼 働率 ※2	R4 目 標数 ※1	R4 目標稼 働率 ※2
赤坂山デイサービスセンター	一般型	39 人	27 人	8,370 人	69%	27 人	69%
	サービス A	午前 10 人 午後 10 人	4 人 4 人	3,100 人	40%	7 人 7 人	70%
松波デイサービスセンター	一般型	30 人	16 人	4,960 人	53%	19 人	63%
	サービス A	5 人	1 人	310 人	20%	2 人	40%
北条デイサービスセンター	一般型	34 人	21 人	6,510 人	62%	21 人	62%
	サービス A	10 人	3.5 人	1,085 人	30%	4 人	40%
かしわハンズ	就労支援 B 型	20 人	18 人	4,374 人	90%	19 人	95%
	日中一時支援	5 人	20 人 / 月	240 人	19%	20 人 / 月	19%

※1 R4 年：1 日当たり目標利用数。R5 年：1 日当たり平均利用数 かしわハンズ日中一時は、1 月当たり目標数

※2 定員に対する平均利用者数（参考：全国平均指数：一般型 70% 就労継続支援 B 型 86%）

※3 営業日数 DS；R5：310 日、R4：310 日、ハンズ；R5：243 日、R4：241 日

※4 一般型に現行相当サービスを含む。通所型サービス A には事業対象者を含む。

※5 R4 年 6 月末（松波認知症対応型事業廃止）

(3) 事業実施計画

ア 赤坂山デイサービスセンター

定 員 数	一般型：39 人 サービス A：午前 10 人・午後 10 人
サービス提供時間	一 般 型：9：30～16：30 の 7 時間 サ ー ビ ス A：9：30～12：30 の 3 時間 13：30～16：30 の 3 時間

事業名	取組概要
通所介護事業	①機能訓練指導員を中心に、利用者の運動への更なる意欲と継続性を意識し、自宅で一人でもできるリハビリメニューの提供と、成果の見える化と評価のフィードバック ②理学療法士等の専門性をいかした在宅生活の継続に資する福祉用具や住宅環境改善への助言・指導の実施 ③利用者の幅広いニーズに対応するための受入態勢の整備及び連携 ④家族介護者教室の開催【新規】
日常生活支援総合事業	①自立した生活が営めるよう個別リハビリメニューの作成と運動器機能サービスの提供 ②小集団又は個別での関わりを通じて社会性と運動習慣の重要性を再認識いただき、利用者の心身の状況に応じて助言や相談を行う。

イ 松波デイサービスセンター

定 員 数	一般型：30 人 サービス A：午前 5 人
サービス提供時間	一 般 型：9：30～16：30 の 7 時間 サービス A：9：30～12：30 の 3 時間

事業名	取組概要
通所介護事業	①在宅生活を継続するための機能維持・向上と自立支援 ②個々の状態に合わせた医療ニーズへの対応と経過観察 ③生活状況に応じた専門的な個別機能訓練の提供による運動機能の向上
日常生活支援総合事業	①自立した生活が営めるよう個別リハビリメニューの作成と運動器機能サービスの提供 ②小集団又は個別での関わりを通じて社会性と運動習慣の重要性を再認識いただき、利用者の心身の状況に応じて助言や相談を行う。 ③生活環境の把握とニーズに合わせた外出支援として、個別機能訓練に準じた外出支援特化型サービスの実施【新規】

ウ 北条デイサービスセンター

定 員 数	一般型：34 人 サービス A：午前 10 人
サービス提供時間	一 般 型：9：30～16：30 の 7 時間 サービス A：9：30～13：30 の間の 3 時間 30 分

事業名	取組概要
通所介護事業	①通常の送迎可能実施区域外の利用者の受入れ（高柳・南鯖石） ②理学療法士による専門的な見解からの機能訓練の実施 ③「北条医療保健福祉を考える会」への参加による地域への広報活啓発活動
日常生活支援総合	①残存能力や生活状況を踏まえ、日常生活に沿った専門職の機能訓練提供

事業	②自立した生活が営めるよう個別リハビリメニューの作成と運動器機能サービスの提供 ③小集団又は個別での関わりを通じて社会性と運動習慣の重要性を再認識いただき、利用者の心身の状況に応じて助言や相談を行う。 ④運動に特化したサービスA「はつらつクラブ」の実施 ⑤「北条医療保健福祉を考える会」への参加による地域への広報啓発活動
----	---

エ かしわハンズ

定 員 数	就労支援B型：20人 日中一時支援：5人
サービス提供時間	7時間30分（8時30分～16時00分）

事業名	取組概要
就労継続支援事業（B型）	一般企業への就職が困難な障がい者に就労の機会を提供し、雇用契約を結ばず利用者が比較的自由に働ける非雇用型として事業を実施する。 ①利用者一人一人の状況に応じて、自己選択・自己決定を尊重しつつ相談支援事業所等関係機関と連携しながら個別支援計画を作成 ②利用者の生活や作業状況に関する相談や助言の実施 ③作業以外の活動を通じた社会的活動及び余暇活動の支援 ④利用者の保健衛生及び健康管理を目的とした内科検診の実施（年1回） ⑤年間を通じた事業所⇄柏崎駅間の送迎の実施（希望者のみ） ⑥パンの製造及び販売・配達 ・学校給食を含めた新規参入先の検討【新規】 ・利用者の能力や適性に合った作業の安全確保 ・原材料費の動向注視と適正価格の維持 ・利用者の工賃向上を目的としたパンの品質向上や商品開発の実施 ・社会性を養うため、利用者の販売・配達同行の実施 ⑦SNS（Instagram）を活用した情報発信【新規】
地域生活支援事業（日中一時支援事業：社会適応訓練）	障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、活動の場を提供し、社会生活に適応するための日常的な訓練を実施する。 ①利用者の生活や作業状況に関する相談や助言の実施 ②作業以外の活動を通じた社会的活動及び余暇活動の支援 ③利用者の保健衛生及び健康管理を目的とした内科検診の実施（年1回）
地域生活支援拠点事業	営業時間外の緊急時における宿泊を伴わない受入れ・対応（事前登録制）

オ 課共通事項

事業名	取組概要
健全な事業運営の強化	①感染症や災害時の対応マニュアルの見直し、研修の実施（年1回） ②感染症対策委員会の設置と開催（年2回）

	③ＢＣＰ（事業継続計画書）の策定 ④災害への地域と連携した対応の強化 ⑤虐待防止委員会の開催（年２回） ⑥事務効率化のためのＩＣＴ化の検討 ⑦利用者への満足度アンケートの実施 ⑧福祉サービス第三者評価受審の検討と体制整備【新規】
収支状況の改善	①職員体制の見直し及び専門職資格取得の推進 ②適正な利用定員と稼働率の検証 ③ケアマネジャーへ利用者空き情報の発信 ④事業規模・加算体制の見直し ⑤大規模修繕計画と中長期計画の策定
自立支援と生活機能の維持向上	①機能訓練指導員の育成 ②運動習慣への啓発活動 ③サービス向上への取組
広報啓発活動	①パンフレットを使用した広報活動の強化 ②利用者介護者向けの通信発行 ③ＳＮＳ（Facebook）を使用した情報発信 ④地域との交流と地域貢献、ボランティア受入れの再構築 ⑤ケアマネジャー所との連携強化
保険外サービスの提供	①理・美容サービスの実施（赤坂山・松波・北条）９：００～９：３０ ②時間延長サービスの提供（赤坂山・松波・北条）７：００～９：３０ １６：３０～１９：００
職員の対応力及び資質の向上	①課内職員の交換・応援研修の実施 ②係内研修の実施（月１回） ③課長・係長（管理者）会議の実施（月１回） ④リハビリに関する外部研修 ⑤ＡＥＤを活用した心肺蘇生法の研修

第7 研修計画

1 職位階層別研修

主管	研修名	対象者	内容
総務課	新任職員研修	入社5年未満の正職員 5名	社会福祉施設職員階層別研修の受講（福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程）
	中堅職員研修	入社5年以上主任未満の正職員 6名	
	主任職員研修	職位が主任の正職員 5名	
	管理職研修	職位が係長以上の正職員 3名	

2 部署別研修

主管	内容 ※一部抜粋
総務課	・会計実務について ・共同募金・会費事業について 他
地域福祉課	・身寄りなし問題について ・柏崎市における空き家の現状と対策について 他
こども支援課	・体力づくり、遊びの研修 ・特性のある児童への対応 他
訪問事業課	・ノーリフト研修 ・ケース検討 他
介護支援事業課	・虐待防止研修 ・包括、ケアマネ、他法人合同 事例検討会（認知症に関する事例） 他
通所事業課	・機能訓練、自立支援について ・ヒヤリハット・介護事故振り返り 他

3 全体研修

主管	研修名	内容
総務課	ハラスメント研修	ハラスメントに関する職員の理解を深め、防止の意識づけを行う。
	人事考課研修	外部講師を招き、人事考課制度を適切に運用するための考課者研修を行う。
	接遇マナー研修	外部講師を招き、職員の接遇マナーの向上を目指した研修を行う。
衛生委員会 管理職（各課課長）	メンタルヘルス研修	外部講師を招き、役職員には職場内ラインケア、一般職員にはセルフケアに関する研修を行う。
	感染症対策研修	外部講師を招き、職場の感染症対策の強化を目指した研修を行う。
安全運転管理者 管理職（各課課長）	交通安全研修	安全運転チャレンジ100への参加による安全運転の意識づけを行う。